

# 福岡県公報

平成20年3月7日  
第 2 7 9 4 号

## 目 次

告 示 (第358号 - 第384号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) .....	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) .....	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) .....	2
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意 (漁 政 課) .....	2
保安林予定森林の所在場所等 (治 山 課) .....	2
保安林予定森林の所在場所等 (治 山 課) .....	3
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (治 山 課) .....	3
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	3
土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課) .....	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治 山 課) .....	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (治 山 課) .....	4
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	5
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	5
大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (商業・地域経済課) .....	5
大規模小売店舗の新設の届出 (商業・地域経済課) .....	5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) .....	6

道路の区域の変更 (道路維持課) .....	7
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	7
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	7
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	8
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	8
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	8
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	8
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	8
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	9
土地改良事業の認可 (農地計画課) .....	9
林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (緑化推進課) .....	9

## 公 告

平成20年度福岡県農業大学校養成科の入学試験 (一般入学試験追加募集) の実施 (農業技術課) .....	9
選挙管理委員会 政治団体の届出事項の異動届に係る告示の一部訂正 (地 方 課) .....	11
資金管理団体の届出事項の異動届に係る告示の一部訂正 (地 方 課) .....	11
監 査 委 員 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) .....	12

## 告 示

福岡県告示第358号  
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ドラッグストアモリ福津店  
(2) 所在地 福岡県福津市宮司2丁目641
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第359号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 つやざきショッピングプラザ  
(2) 所在地 福岡県福津市宮司二丁目1番10号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第360号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）  
(2) 所在地 福岡県大牟田市東新町1丁目7番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第361号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 中島・山門羽瀬加入区

福岡県告示第362号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
前原市大字王丸字河内1の15、2の2、2の12
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第363号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡宇美町大字宇美字猫石2443の2(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」)及び(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第364号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市秋月野鳥字本谷844の55・844の56(以上2筆国有林)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第365号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市赤間5丁目105番1及び105番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区下上津役四丁目1番36号

大英産業株式会社 代表取締役 大園 信

福岡県告示第366号

福岡市寺浦土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住 所
船越 英明	福岡市東区大字勝馬965番地
寄田 輝美	" 948番地
鍋島 喜代俊	" 1601番地2

鍋嶋悦郎	"	408番地
奥村幸一	"	595番地
上田廣孝	"	587番地
上田知和	"	576番地
井上邦義	"	334番地

## 2 退任監事

氏名	住所
奥村繁和	福岡市東区大字勝馬381番地
角谷良一	" 674番地

## 3 就任理事

氏名	住所
船越英明	福岡市東区大字勝馬965番地
寄田輝美	" 948番地
鍋嶋喜代俊	" 1601番地2
鍋嶋悦郎	" 408番地
奥村幸一	" 595番地
上田廣孝	" 587番地
上田知和	" 576番地
井上邦義	" 334番地

## 4 就任監事

氏名	住所
奥村繁和	福岡市東区大字勝馬381番地
角谷良一	" 674番地

## 福岡県告示第367号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木赤谷字西1106の2（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西1106の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第368号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外の流域に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成元年7月29日農林水産省告示第961号（2及び3に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	県 道	柳 川 線 城 島	前	大川市大字坂井738番1 - 1先から 大川市大字坂井547番先まで	3.6 ~ 17.2	75.5
			後	大川市大字坂井738番1 - 1先から 大川市大字坂井547番先まで	3.6 ~ 17.2	

福岡県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
柳 川	大 牟 田 川 副 線	大川市大字一木621番1先から 大川市大字一木592番4先まで
柳 川	柳 川 線 城 島	大川市大字坂井738番1 - 1先から 大川市大字坂井547番先まで
柳 川	高 田 柳 川 線	みやま市瀬高町太神1163番12先から みやま市瀬高町太神1165番4先まで

福岡県告示第371号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社タイホー	タイホー十三部店 福岡県久留米市野中町沼尻395 - 1

福岡県告示第372号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年2月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル久留米店  
 (2) 所在地 福岡県久留米市御井旗崎四丁目1-6 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年10月22日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,755㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市御井旗崎四丁目1-6 外	172

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市御井旗崎四丁目1-6 外	31

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県久留米市御井旗崎四丁目1-6 外	208.54

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県久留米市御井旗崎四丁目1-6 外	37.56

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	-

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯  
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県久留米市御井旗崎四丁目1-6 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

福岡県告示第373号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスパリュ久留米白山店  
 (2) 所在地 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	一般道	495号	前	古賀市花見東6丁目1891番4先から 古賀市花見東1丁目1851番33先まで	14.2 ～ 30.0	787.0
			後	古賀市花見東6丁目1891番4先から 古賀市花見東1丁目1851番33先まで	14.2 ～ 30.0	
福岡	一般道	495号	前	糟屋郡新宮町下府2丁目840番11先から 糟屋郡新宮町美咲1丁目5番53先まで	13.5 ～ 29.8	755.5
			後	糟屋郡新宮町下府2丁目840番11先から 糟屋郡新宮町美咲1丁目5番53先まで	13.5 ～ 29.8	
福岡	県道	町川原福岡線	前	古賀市青柳876番1先から 古賀市青柳2246番1先まで	14.4 ～ 37.0	1,158.0
			後	古賀市青柳876番1先から 古賀市青柳2246番1先まで	14.4 ～ 37.0	

福岡	県道	清古滝賀線	前	古賀市大字米多比1514番5先から 古賀市大字米多比1540番1先まで	8.1 ～ 8.5	127.0
			後	古賀市大字米多比1514番5先から 古賀市大字米多比1540番1先まで	4.6 ～ 7.2	

福岡県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	495号	糟屋郡新宮町下府2丁目840番11先から 糟屋郡新宮町下府2丁目840番121先まで
福岡	町川原福岡線	古賀市青柳876番1先から 古賀市青柳882番1先まで
八女	玉名線	八女市高塚242番1先から 八女市本町2番218-1先まで

福岡県告示第376号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市大字吉松字中道245番1及び245番13

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区大名2丁目11番25号

新栄住宅株式会社 代表取締役 木庭 兌

福岡県告示第377号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡黒木町大字本分5207番、5697番、5698番2から5698番4まで、6219番2から6219番4まで、6220番、6221番及び大字本分字江下ノ原1221番1、1222番1、1222番4、1225番1、1225番6、1226番1、1226番3、1240番1、1241番、1242番並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

新潟市南区清水4501番地1

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

福岡県告示第378号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市今の庄3丁目669-1、669-5、669-7及び669-8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市駅東2丁目3番21号

高原 正

福岡県告示第379号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字下牟田1884-8及び1884-9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市小森野4丁目3番21-203号

淵崎 雄貴

久留米市小森野4丁目3番21-203号

淵崎 友美子

福岡県告示第380号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字水沢465-3及び465-18

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市祇園2丁目7番地2

特定非営利活動法人リプロ 理事長 坂本 勉

福岡県告示第381号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月7日



福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原字大浦1846 - 3 及び1846 - 4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町京町1丁目17 - 14

藤本 稔

福岡県告示第382号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称（第2工区）

糟屋郡久山町大字久原字五反田3802 - 1、3826 - 1、3827 - 1、字深井3835 - 4、3835 - 5、3836 - 4、3836 - 5、3837 - 1、3837 - 4、3840 - 2、3840 - 5、3840 - 6、3839 - 1、3839 - 3、3838 - 4、3828 - 11、3835 - 5 及び3839 - 2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称および代表者氏名

長崎県佐世保市三浦町1番34号

吉田海運株式会社 代表取締役 吉田 享悟

東京都港区三田3丁目10番1号

富士物流株式会社 代表取締役社長 小林 道男

福岡県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	認可年月日
--------	-----	-------

前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (前原地区)	平成20年2月21日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (池田地区)	平成20年2月21日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (新田地区)	平成20年2月21日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (井原地区)	平成20年2月21日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (神在地区)	平成20年2月21日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (多久地区)	平成20年2月21日

福岡県告示第384号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成20年3月7日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第484号	仁田原 一 太	八女郡矢部村 3694 - 5	種穂 苗木	仁田原一太	八女郡矢部村 3694 - 5

公 告

公告

平成20年度福岡県農業大学校養成科の入学試験（一般入学試験追加募集）を次のように実施する。

平成20年3月7日

福岡県農業大学校長 山崎 茂美

1 募集定員等

学 科	専攻コース	募集定員
養成科	野 菜	6人
	花 き	4人
	果 樹	5人
	水田経営	4人
	畜 産	若干人
	総 合	若干人

2 修業年限 2年

3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して入学試験を行う。

(1) 受験資格

次の各号に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（平成20年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）若しくは学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（平成20年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者

イ 志操堅固で身体強健な者で次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 農業に就業する意欲を有している者

(イ) 農業技術指導者を志し地域農業の振興に意欲を有している者

(2) 試験

試験は、次のとおりとする。

ア 日時、場所等

日 時	科 目 等	場 所
午前9時30分～ 午前10時30分	国語（国語総合）	

平成20年3月24日 (月曜日)	午前10時40分～ 午前11時40分	数学（数学）	筑紫野市大字吉木767番地 福岡県農業大学校
	午前11時50分～ 午後0時50分	公民（現代社会）、理科 （理科総合B）及び農業 （農業科学基礎）のうち いずれか一科目を選択	
	午後1時30分～	面接	

イ 受験手続及び受付期間

(ア) 受験願書等の配布及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818 - 0004 筑紫野市大字吉木767番地 電話092 - 925 - 9129）又は福岡県農政部農業技術課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3495）

郵送によって入学願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒（縦31cm、横22cm以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手をはったもの）を必ず同封すること。

(イ) 受験の申込方法

a 所定の受験願書に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

(a) 最終学校の調査書（出身学校長が作成して封印したもの） 1部

(b) 健康診断書 1部

(c) 農業経営規模調書（所定の用紙によること。）及び意見書（所定の用紙で受験者の住所地を管轄する地域農業改良普及センター所長が作成して封印したもの） 各1部

b 受験手数料は、無料とする。

(ウ) 受付期間

a 受験申込みの受付期間は、平成20年3月7日（金曜日）から平成20年3月18日（火曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

ただし、県の休日は、受付業務を行わない。

b 郵送による受験申込みは、必ず配達記録郵便とし、平成20年3月18日（火

曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 合格者の発表

一般試験追加募集合格者の受験番号を、平成20年3月25日(火曜日)午前9時に福岡県農業大学校に掲示するほか、文書をもって本人に通知する。

4 在学中に行う研修等

- (1) 大型特殊自動車(農耕用)、けん引自動車(農耕用)、農業機械士、危険物取扱者(乙類4類)、毒物劇物取扱者、家畜人工授精師(畜産コースのみ)、アーク溶接技能、ボイラー取扱技能、フォークリフト技能、小型建設機械技能等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。
- (2) 卒業後公務員になる場合、修業年限2年の短期大学卒業者と同様の取扱いが受けられる。

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届について、あべ正剛を支援する会の代表者から修正の報告があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表した政治団体の届出事項の異動届(平成19年8月6日福岡県選挙管理委員会告示第118号)の一部を、次のとおり改める。

平成20年3月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

政治団体の届出事項の異動届中、あべ正剛を支援する会の項を次のとおり改める。

受付期間 平成19年6月1日～6月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
あべ正剛を支援する会	主たる事務所の所在地	福岡市東区美和台3丁目17-10	福岡市東区香椎駅前2丁目5-17-501	平成19年6月2日	平成19年6月5日

福岡県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届について、阿部正剛から修正の報告があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表した資金管理団体届出事項の異動届(平成19年8月6日福岡県選

受付期間 平成19年6月1日～6月30日

挙管理委員会告示第121号)の一部を、次のとおり改める。

平成20年3月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

資金管理団体届出事項の異動届中、阿部正剛の項を次のとおり改める。

資金管理団体の届出事項の異動届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
阿部正剛	福岡市議会議員	あべ正剛を支援する会	主たる事務所の所在地	福岡市東区美和台3丁目17-10	福岡市東区香椎駅前2丁目5-17-501	平成19年6月2日	平成19年6月5日

監 査 委 員

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を生活労働部出先機関の消費生活センター等15か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年3月7日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	森 田 俊 介

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

生活労働部の出先機関15機関に係る定期監査は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの12か月間（アジア文化交流センターについては、平成18年8月1日から平成19年10月31日までの15か月間）を監査対象期間とし、平成19年12月12日から平成19年12月21日までの実日数7日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
消費生活センター	平成18年11月1日から 平成19年10月31日まで	平成19年12月21日
アジア文化交流センター	平成18年8月1日から 平成19年10月31日まで	平成19年12月20日から 平成19年12月21日まで
福岡労働福祉事務所	平成18年11月1日から 平成19年10月31日まで	平成19年12月14日
北九州労働福祉事務所	〃	平成19年12月20日
筑後労働福祉事務所	〃	平成19年12月14日
筑豊労働福祉事務所	〃	平成19年12月14日
福岡高等技術専門学校	〃	平成19年12月19日
戸畑高等技術専門学校	〃	平成19年12月18日から 平成19年12月19日まで
小竹高等技術専門学校	〃	平成19年12月18日
久留米高等技術専門学校	〃	平成19年12月12日
大牟田高等技術専門学校	〃	平成19年12月13日
田川高等技術専門学校	〃	平成19年12月20日
小倉高等技術専門学校	〃	平成19年12月12日
福岡障害者職業能力開発校	〃	平成19年12月13日から 平成19年12月14日まで
パースポートセンター	〃	平成19年12月21日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、消費生活センター等15機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに着目して実施し、特に、旅費及びその他需用費の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入  
総務使用料、総務手数料、生活労働手数料、生活労働受託事業収入等の収入事務
- (2) 支出  
貸金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費  
報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務
- (4) 契約  
契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産  
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品  
取得、管理及び処分状況
- (7) 訓練手当  
訓練手当の支給状況

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。